

# 北竜町では、高校卒業までのお子さんに対して入院・通院にかかる医療費が無料化されております。

## 乳幼児等医療費助成事業 乳幼児等医療費一部負担金助成事業

乳幼児等の医療費自己負担分を助成します。対象となるお子さんや制度・助成内容は下記のとおりですのでお知らせします。

### ● 対象者

- ① 6歳までの乳幼児（小学校就学前まで）
- ② 小学生
- ③ 中学生
- ④ 高校生（対象年齢：満18歳の3月31日まで）  
※④は病院を受診した日が平成28年4月1日以降の分より

### ● 助成内容

医療機関を受診した際にかかる自己負担額（保険診療分）を全額助成します。

### ● 資格登録申請

①の対象者は、毎年登録申請が必要となります。所定の申請用紙に記入の上、受給者証の交付を受けて下さい。

※ 所得制限により受給者証が発行されない場合がありますが、町事業により医療費助成を受けることが出来ます。

※ 乳幼児等医療費助成事業を運営する上で、大切な手続きですので必ず申請して下さい。

②～④の対象者の方は、受給者証を交付致しません。

### ● 医療費助成申請

医療機関においてお支払された医療費（保険診療分の自己負担分）の領収書を住民課窓口にて申請を行って下さい。

※①の方（受給者証が発行された方）で、北空知圏内の医療機関を受診された場合は、窓口での自己負担金の支払いがありません。（保険適用外のものについては対象でないので支払いが必要です。）

### ● 医療費助成に必要なもの

①申請書 ②印鑑 ③健康保険証 ④領収書 ⑤振込先口座（通帳等）

※ 2種類の申請書がありますので、裏面を参考に申請書へ記入して下さい。

☆申請は医療を受けた月の翌月10日を目途に行って下さい。

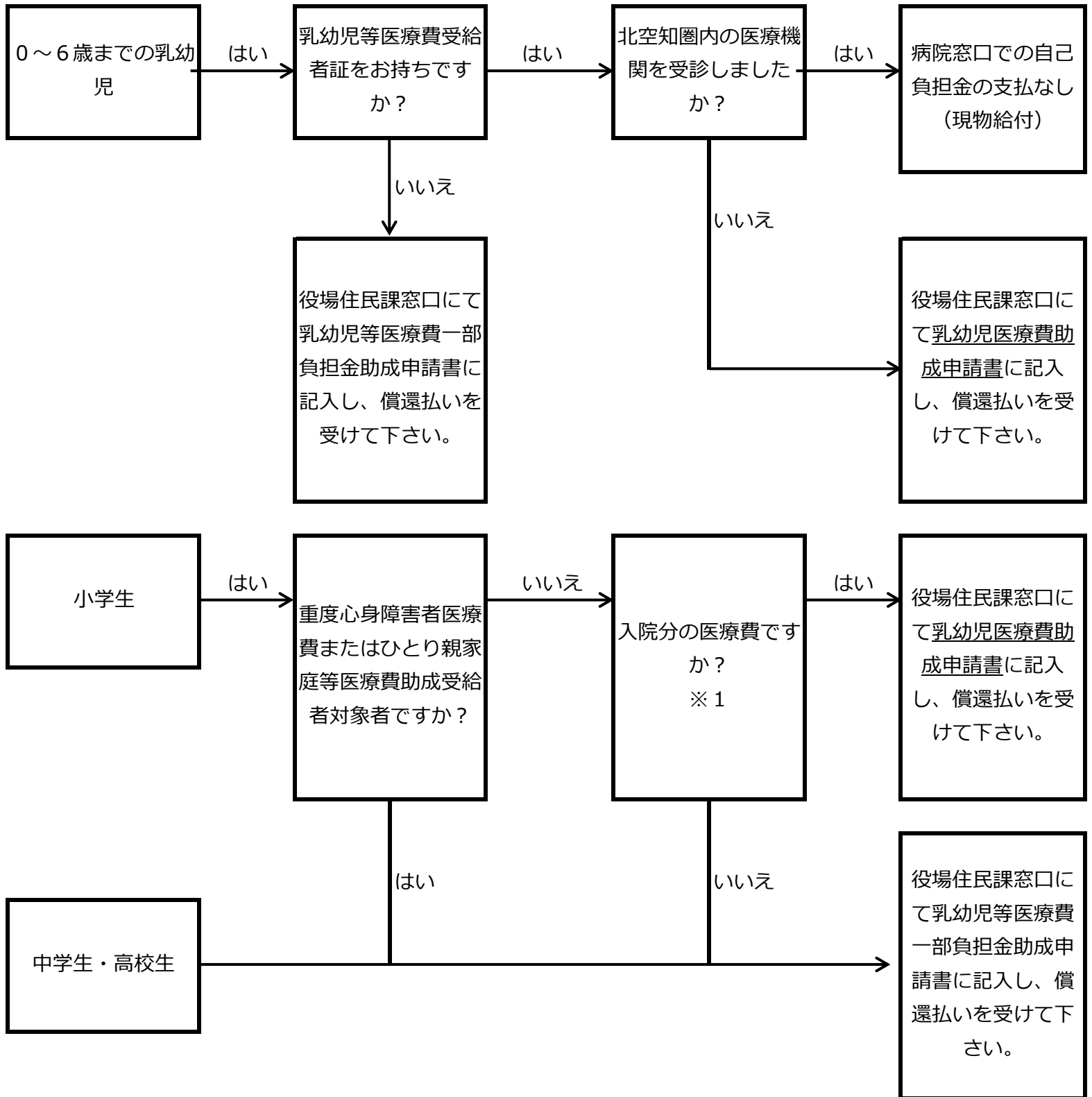
（翌月10日以降申請される場合は、1ヶ月程遅れての支給となる場合がございますのでご了承下さい。）

### 注：学校等での災害の場合

学校内・部活動でケガをして、病院にかかる場合は、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」の医療費給付が優先されます。本制度を利用しないで下さい。

制度内容や申請方法等がわからない場合は、役場住民課国保医療係までお問い合わせください。（電話番号：0164-34-2111）

乳幼児医療費申請フローチャート



※ 1 お子さんが入院する際は、保険者から限度額認定証の手続きを行うようお知らせします。

※ 2 複数月分をまとめた申請は出来る限りご遠慮下さい。

なお、病院に受診してから2年を経過した領収書につきましては、時効となり対象とならないのでご注意下さい。

● 高額療養費及び付加給付金を加入してる保険者から受け取った場合について（お願い）

本制度を使用して病院を受診した場合、医療費の自己負担分はご本人様にかわって北竜町が負担することから、北竜町が保険者から高額療養費及び付加給付金を受け取ることとなります。このため、保険者から高額療養費及び付加給付金の支給を受けた場合は、後日北竜町へ返還となります。

1回の受診で高額な自己負担分を支払った場合、または1ヶ月内に複数回の受診で高額な自己負担分となる場合はご留意願います。なお、対象となりそうな方は窓口申請の際にお知らせします。